

平成 2 6 年第 8 回山江村議会 1 2 月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	1 2 月 1 0 日	水	本会議	議会議事堂	午前 1 0 時	開 会 提案理由説明 一 般 質 問
2	1 2 月 1 1 日	木	休 会	農村環境改善 センター	午後 1 時	議 案 審 議
3	1 2 月 1 2 日	金	本会議	議会議事堂	午前 1 0 時	質 討 表 閉 疑 論 決 会

第 1 号

1 2 月 1 0 日（水）

平成26年第8回山江村議会12月定例会（第1号）

平成26年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度山江村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 4 議案第60号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 5 議案第61号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第62号 山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第63号 山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第64号 山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第65号 平成26年度山江村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第66号 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第67号 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第68号 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第69号 平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第70号 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）
- 日程第15 要請第 1号 「農協改革」に関する要請書
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 西 孝 恒 君
3 番 中 竹 耕一郎 君
5 番 田 原 龍太郎 君
7 番 原 先 利 且 君
9 番 山 本 義 隆 君

2 番 谷 口 予志之 君
4 番 岩 山 正 義 君
6 番 秋 丸 安 弘 君
8 番 松 本 佳 久 君
10 番 立 道 徹 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	豊 永 知 満 君	税 務 課 長	福 山 浩 君
企画調整課長	北 田 愛 介 君	産業振興課長	中 山 久 男 君
健康福祉課長	平 山 辰 也 君	建 設 課 長	白 川 俊 博 君
教 育 課 長	嶋 原 美津子 君	会 計 管 理 者	蔵 野 昭 憲 君
農 業 委 員 会			
事 務 局 長	山 口 明 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成26年第8回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部及び関係議員より説明があります。慎重にご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、11月17日の臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。主なものにつきましてご報告を申し上げます。

11月18日から20日にかけては、議員全員で東京都や長野県に出張し、2泊3日の陳情要望活動及び議員研修を実施しました。18日は東京都で山江村主軸事業の来年度予算獲得の陳情要望活動を行い、19日と20日は長野県小布施町で産業振興、地域づくり、議会活動の研修をしました。小布施町は長野市から車で約30分の位置にある人口1万1,000人余の町で、栗きんとんや栗鹿の子など、栗を原料とした高級なお菓子製造で有名です。栗は600年前から栽培されていた記録が残っており、栗お菓子の製造業も江戸時代には始まっており、老舗では200年の歴史を誇っている会社もありました。文化面でも葛飾北斎の肉質絵画が多数現存するなど、歴史と文化に富んだ美しい町でした。古い歴史と美しい街並み風景や、伝統ある栗お菓子に加え、最近では近代的な洋風お菓子店も充実してきたとのことでした。年間120万人が訪れるという、この活気に満ちた町を研修し、これから山江村が目指す地域づくりの一端を学ぶことができました。

11月27日には人吉下球磨消防組合議会、28日には人吉球磨広域行政組合議会が開かれており、後ほど関係議員から報告があります。

12月7日には、萩大明神社の例大祭が催行され、私も参加させていただきました。萩大明神社は山田川の最上流部、水源池付近にあるお社で、生活用水や農業用水など、水の守り神として約500年前から大切に奉られている由緒ある神社でした。寒さの中で、雪を眺めて頂いたイノシシ汁の美味しさを忘れることはできません。ありがとうございました。

最後に、村民の皆さまにお願いがあります。現在、12月2日に公示され、12月14日が投開票の第47回衆議院議員総選挙が行われています。村民の皆さま方

には、衆議院議員を選ぶという、この大切な選挙の投票にぜひ参加していただきますようお願いいたします。14日の投票日の開始時間は、いずれの投票所でも午前7時からですが、投票終了時間は一部の投票所を除き午後5時までとなっておりますのでご注意ください。14日の投票日に何らかの用事がある方は、13日までは期日前投票も可能です。期日前投票は毎日午前8時30分から午後8時まで、歴史民俗資料館研修室にて投票できますので、ぜひご利用ください。

以上申し上げ、諸般の報告に代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。

なお、お手元に資料が配付されております。

人吉球磨広域行政組合議会の議員、3番、中竹耕一郎議員より報告をお願いします。

中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。

それでは、平成26年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

平成26年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会は、11月28日、午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催をされております。資料につきましては、お手元に配付をさせていただきました。

日程の第1から日程の11がございまして、日程の第1では会議録署名議員の指名、それから日程第2につきましては会期の決定、会期につきましては11月28日に開会をいたしまして、29日から12月の24日まで休会、12月25日までとすることで決まっております。

日程第3では行政報告があり、理事会代表理事から審議内容について報告がありました。

日程の第4では、認定の第1号から、日程第6の認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成25年度の歳入歳出決算の認定について報告があり、全員異議なく原案のとおり決定をされております。

それから、日程第7から日程第11、平成26年度の人吉球磨広域行政組合の一般会計の補正予算（第2号）、それから特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、それから広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第2号）、それから議案第23号の人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件につきまして一括上程をされまして、それぞれ議案ごとに質疑・採決を行いまして、4件につきましては原案のとおり可決

をしております。

それから、最後の日程第11、議案第24号であります。人吉球磨広域行政組合・人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、最終日にするということとなっております。

以上、平成26年第4回の人吉球磨広域行政組合議会定例会、1日目の会議結果について報告を終わります。以上です。

○議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の議員、5番、田原龍太郎議員より報告をお願いします。

田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。

平成26年度第3回人吉下球磨消防組合の議会定例会が11月27日、人吉下球磨消防組合会議場で2時から開催されましたので、報告いたします。

議事日程としまして、日程第1、議席の指定、これは錦町の市田議員が副議長になられたために、交替として荒川孝一議員が2番議員として指定されました。

日程第2、議会議事録署名の議員の指名ということで、3番、黒木議員と、4番、高沢議員です。

日程第3、会議の決定、11月27日、1日限りとなっております。

日程第4、議案第1号、平成25年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、これについても認定されております。

日程第5、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これについても可決されております。

日程第6、議案第3号、平成26年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について、これも可決しております。

日程第7、一般質問が、人吉市議の村口議員よりありました。

以上をもって、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。
村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。

まず、議長には、発言の機会を与えていただきありがとうございます。

本日ここに、平成26年第8回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆さまには全員ご出席いただく中に開催できますことを心から感謝を申し上げます。

そして、今回も長野県の北部、また現在、四国の大雪等々で孤立している、電気

がこないというような地域もあるということでもあります。被災をされた方々、今現在されている方々、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

私も村長に就任いたしまして4カ月が過ぎております。本年度は予算が決まっておる、確定しておりますので、大きく扱うことはもちろんできておりませんが、新年度予算において、もろもろの勉強をしておるところであります。地方創生の国の動きを注視をしながら、本村の活性化と安心・安全の村づくりをどうするかという施策を勉強しておるところでございます。

それでは、まず行政報告の主なものを申し上げさせてもらいたいと思います。

1 1月中旬から下旬にかけて、全国の市町村長が東京に集まりまして、各種大会総会、また27年度の予算要望の活動、行動を行っております。毎年のことでありますけれども、私も現在、副村長がいないということもあり、あらゆる行事、事業に、大会に参加をさせてもらっているということでもありますけれども、18日の全国治水砂防促進大会、19日の全国町村長大会、20日の簡易水道整備促進全国大会並びに山村振興連盟の通常総会、並びに国保制度改善強化全国大会、そして全国浄化槽推進市町村協議会通常総会に参加をまいりました。

また、26日から27日にかけては、治水事業の促進全国大会、安全・安心の道づくり実現を求める全国大会等々に参加をいたしております。後でちょっと地方創生の国の動きも関連ありますので、ちょっと詳しく申し述べさせていただきたいと思います。

それから、11月23日は、消防団の規律訓練が行われております。

そして、11月24日、株式会社やまへの社員の面接を24日、25日にかけて行わせてもらっているということでもあります。これにつきましては、一端、抜本的な改革を行わせていただいたということでもあります。特に社員におきまして、11月いっぱい雇用計画をすべて打ち切りました。ただ、今まで働かれてきました社員において、やる気をもって応募されたいという方については、再応募してくださいというようなことで、11月の24日から25日にかけて面接を行わせていただいたということでもあります。

12月1日に、その社員の辞令の交付式を行わせてもらっております。支配人に万江井手の口出身で、大阪のホテルのほうで働いておられました、35年間の経験を積まれた方が応募いただいたということであり、竹本さんを支配人に任命させてもらったところでございます。それから、副支配人、総務部長、料理長、副料理長、そして特産部長等々の辞令を交付させていただいております。

返りまして、11月28日には、県道相良人吉線の改良貫通促進期成会の県の要望に行つてまいりました。松田、緒方両県議ともども、相良の徳田村長、また議長

も一緒にということでありました。地方創生が叫ばれている中に、今、県の単独事業で防災工事等々を計画的に行われているということでもありますけれども、そういう国の創生事業を導入しながら、抜本的な路線を確定して早めに貫通する、トンネルも視野に入れながら、こういう時期ではありますけれども、というような要望もしてきたところでございます。

それから、12月1日であります、気象台の台長が来庁されました。全国各地で大雨災害、豪雨災害等々が頻発している中にあって、気象台の台長と各市町村長とのホットラインを結びたいというようなことでございます。現在、事務的にはファックス等々において、いろんな情報を流してもらっているということでもありますけれども、避難勧告等々が必要な折には、その地域の情報を直接その気象台の台長とやり取りできるという仕組みをつくっていただくというようなことでの来庁でございました。

それから、12月5日には、現在、企業を進出したいという旨の申し出が1件あっております。その現場を見学に行っていました。その支社が水俣市にございますので、水俣市に行っていましたところでございます。議員の皆さま方にもこの件につきましては、全員協議会でおつなぎ申し上げているところでありますけれども、具体的なその計画が出てまいってきておりますので、一回その計画を検討いただくと同時に、ぜひ現地のほうも見ていただければということも思っているところであります。

それから、12月5日、同じく5日ですが、新商品の開発プロジェクト会議を行わせてもらっております。山江はもちろん栗を特産物としてフラッグシップといいますか、前面に押し出しながら特産品開発を行ってきたところであります。加えて、今回は各家庭に植栽してあります柚子につきましての商品開発をしてみたいということでの会議でございます。柚子は、現在、柚子胡椒にしたり、柚子の生搾りにしたりというような使われ方をしております。ただ、物産館のほうでその柚子を青果で買い取り、青果で市場に流す、また業者に流すというようなことを行わせてもらっているところでありますけれども、商品開発として柚子を乾燥させて、その乾燥のさせ方もですね、28℃の低温で乾燥させるとなると、その風味、それと柚子がもつ成分が変わらない状態で乾燥できるということでありました。新しい手法を福島県の山際さんというシェフが発見されたということでもあります、その山際さんというシェフを招いてのプロジェクト、新商品のプロジェクト会議を開催させてもらっております。粉末にしますと、また柚子の皮等々を乾燥させて保存しておきますと、例えばスープに入れたり、また粉末をいろんなものにかけたりしながら、そういう料理のやり方が見えてきますし、そういう食べ方をいろいろ提案させ

てもらいながら、その特産品を売る、またいろんなほかに特産品と混ぜ合わせて、掛け合わせて、新しい商品を作るというようなことも非常に容易になってくるなどという感想を得たところでございます。

それから、7日の日は、萩大明神の例大祭に私も参加してきております。

それから、同じく7日、日曜日でありましたが、温泉ほたるの料理の試食会に出席してまいりました。新しい料理長、副料理長とも、まず変わったのは厨房が非常にきれいになったということを感じました。その料理に対する料理長、それから副料理長の意気込みを感じましたし、もろもろの創意工夫をもった料理が提案をなされたということでもあります。まだまだその味の確定とまでには、利用される方々、また食べてもらう方々の意見を聞きながら、少しずつ、また臨機応変にといいますか、切磋琢磨しながら、その料理の開発も含めてやっていくということでもあります。11日にオープンということでもありますけれども、村民の皆さま方のご利用をよろしくお願いしておきたいと思っております。

それから、もろもろの各種大会等に参加してきたと、先ほど申し上げました。そこで感じましたのが、大きく2点ございます。その一つは、地方創生の国の動きに対する政策を確立する必要があるということでございます。実は、全国町村長大会で、もちろん安倍総理等々も来ながら、いろんなあいさつをされたわけでもありますけれども、特に特徴的でありましたのは、地方創生担当大臣の石破大臣のあいさつでありました。これにつきましては、私、携帯電話で実は動画ですね、そのあいさつをずっと一部始終を撮ってまいりました。現在、選挙中でありますから、ケーブルで流すのが公職選挙法に抵触する恐れがありますので、14日を過ぎましたら、その石破大臣のあいさつをケーブルテレビで、私の携帯ですので、若干手ぶれもあろうかと思っておりますけれども、村民の皆さま方にもお聞きいただきたいと思っております。その中で、今まで列島改造とか、田園都市構想とか、ふるさと創生等々のさまざまな取り組みがあったというようなことでございます。ただ、今度の地方創生はもう後がないという危機感と、それに対し国と地方が一体となって取り組もうという連帯感、そして世界に対して次の時代に対しての負うべき責任感、以上の点で今までの取り組みとは違うものだと思っているというようなあいさつであります。加えて、政府でできることは最大限のことをさせていただきますと、どうか共にこの国の山、川、そして海を次の時代に残すために手を携えて取り組んでいただきますよう心からお願いいたしますというあいさつでございました。いわゆる地方創生の動きに対して、それに対しましてしっかりと計画をもって、政策をもって手を挙げたところには、「まち・ひと・しごと」の仕事に結びつくような提案に対しては、国は手厚い助成を、援助を、支援をするというようなことであります。したがいま

して、今、選挙中でその動きは止まっているというような状況でありますけれども、来年の2月には2,000億円といわれておりますが、補正予算が出てきます。また、来年度以降もこの地方創生の動きが進んでいくということでございますので、この山江村におきましても、村民の方々、また議員の方々ともどもに、その政策につきまして、山江村の活性化、今後の方向につきましての政策立案を急ぐ必要があるということを考えた次第であります。

それと、もう1点は、各種大会に治水の大会、道路の大会等々に出ておりますと、被災を受けた町村から、それぞれの報告がっております。いわゆる全国で多発いたしております自然災害、広島県に見られます豪雨災害、それから長野県北部の地震災害、それから御嶽山、阿蘇山も最近噴火しましたけれども、火山等々に対する被害の問題、いわゆるその防災に対する危機管理をどうするかというような議論が活発に行われております。長野県北部の白馬村では、あれだけ家が倒壊いたしましたのに死者を1名も出さなかったということについては、白馬モデルとしてですね、やはり危機管理の予防防災の体制ができていたというような見本になるというような発表もなされております。山江村におきましても、いつどこで集中的な豪雨が起きるのか、極端に言いますと、山田地区に大雨は降っても万江地区は曇っているというような、今、雨の降り方をするわけでありますので、どこでいつどのような形でですね、雨が降る、また地震が起こるというようなことについて、村民の方々の生命と財産を守るという行政の大きな使命の中に、その危機管理の対策を急ぐ必要があるということを感じてきてわけであります。

それから、もう1点、先ほど申し上げました温泉センター、いわゆる株式会社やまえが12月11日に再出発をいたします。リニューアルでオープンをいたします。これにつきましては、議会の皆さま方、また村民の方々の御理解を得ながら3,000数百万円の予算を投じ、全体的なリニューアルの工事を現在、突貫工事でいたしております。もろもろ調査する中で特徴的なものはですね、漏水が各箇所にあった、10カ所程度の漏水があった。それと、浄化槽がコンクリート以上に固まってしまっていて、もう全然その機能を果たしていなかった。それと、ボイラーを使った熱交換機がですね、山江の温泉はぬるいといわれておりましたけれども、その熱交換機の状態がまたこれも湯ノ花等々で固まってしまって、非常に効率が悪く温度が伝わらなかったというようなことがありました。そういうことを中心に露天風呂を広げたり、陶板石というものをういてマイナスイオンを発生する岩風呂を造っておりますし、あとは電気風呂で、非常に電気風呂も人気があったわけですが、叩いたり、揉んだり、ビリビリしたりとするそうですけれども、そういう最新型の電気風呂も設置することができました。

あと、本来なら源泉を調査いたしまして、源泉の改修までということでありましたけれども、今、源泉の温度が1,000メートル掘っている温度は54℃あるそうであります。そこから温度計をずうっと引き上げていきますと、450メートル地点で一気に温度が下がる。山江温泉に来ているのが今36～37℃でありますから、その450メートル地点で水漏れが発生しているというようなことが分かりました。ただ、その修理をするにあたっては、10センチのパイプを1,000メートル延ばしてあるということでもありますから、その10センチのパイプ、あの温泉、平成3年に掘っておりますから、23年経過する中で、450メートルの水漏れ地点まで掘り下げて、そこでモルタル等を噴射するというやり方があるそうありますが、ただその管自体を壊してしまう可能性もあるというようなことでございます。やれと言ったらやられるのでありましようけれども、その管を壊したら温泉がまったく来ないというようなことにもなるわけでありますから、その様子を見ながら、その改修も考えてみたいと、また議会の皆さん方にも相談していきたいと思っているところであります。

ただ、あそこは200万円弱の重油を炊いております。これは月にであります。重油が若干下がりましたので、150万円程度に落ち着いたということではあります。年間2,000万円程度の重油を炊いているということでもあります。もし54℃の源泉がそのまま上がってくるということであれば、ボイラーを炊く必要がないんじゃないだろうかというような気がいたしまして、温泉も新しく掘るということも視野に入れた対策も考える必要があるんじゃないだろうかということも思っているところであります。

いずれにいたしましても、12月11日、新しいスタッフで、新しいその温泉の施設で、また新しい料理で、しっかりおもてなしをさせていただきたいと思っているところであります。数多くの村民の方々、どうぞご家族で、また職場で、地域で、サークルで、温泉を楽しんでいただき、また美味しい料理を食べていただければ幸いに思うところでございます。

もろもろ申し上げました。今回提案する議会の中におきましても、高齢化社会の中において、地域の公共交通体系を見直す必要があるということを申し上げてきました。まるおか号のあり方や福祉タクシーのあり方、お年寄りが利用しやすい交通体系をつくる、また山江村の人が住みやすい交通体系をつくる、併せて観光交流事業を推進するための視点も入れ込みますというようなことを申し上げてきました。その予算を12月、今回の議会で提案をさせてもらいながら、早速スタートをさせてもらいたいと思っております。

それから、企業誘致の話もございます。そして、先般報告いたしました東京出張

の折に、私、茨城のほうに足を伸ばしまして施設園芸のハウレンソウでありますけれども、栽培する施設を見てきました。その中である家電のメーカーですから、要するにテレビを作ったり、ラジオを作ったり、冷蔵庫を作ったり、洗濯機を作ったりする会社がハウスを造る。いわゆる農業参入の、家電の技術を農業に活かすという施設を、ハウスを造った施設でありました。これを紹介いたしましたところ、早々に手を挙げる人がおりまして、できれば暫定水源を掘ってあります川辺川の造成地で5,000万円を超える投資が要りますけれども、5棟の施設、またその施設管理がありますと、高齢者の方々のその収穫と包装して、年間8回まわるそうですから、その高齢者の方々の仕事も出てくるということになります。ぜひ成功させるという支援をさせてもらいながら、山江村の今後の農業も考えていければということをおっしゃっているところであります。

議員の皆さま方には、その農業施設園芸を含めて、山江村の農業をどう考えていくかという面で、こういう資料をお渡ししております。実は、これは農地GISというようなシステムでございます。山江村の農地の情報をこの土地一筆一筆に今もたせて、管理をさせてもらい、前々から私もこの農地の管理システムがあればなどということ言ってきたわけですが、今回も言いましたら、もう既にございました。したがって、この資料は、例えば村民の皆さま方も見ていただければ有難いわけですが、これが現在であります、1枚目が。2枚目が5年後であります。私は、白鳥を持っておりますけれども、白鳥地区を持っております。この一番表が現在の耕作者の年齢でございます。開けますと5年後の耕作者の年齢であります。最後は10年後の耕作者の年齢でございます。愕然といたしますのは、赤というのはですね、80歳以上であります。80歳以上の方が土地を持って耕作されている。オレンジが76から80歳でございます。それと、オレンジの薄いのが71から75歳、黄色が66歳から70歳、緑がいわゆる46歳から65歳という具合に色分けしておりますけれども、開けていきますと、オレンジと赤が俄然目立ちます。5年後には俄然オレンジ、緑も目立ってまいります。10年後にはもう半分近くが赤であります。いわゆる番慶の例もございます。番慶の例は現在がこういう状況で、5年後がまた赤が増え、10年後には本当に真っ赤かになってしまうというような耕作者が高齢化してまいってしまうような状況になります。これを見てどういうふうにいたしますか、ことによると、この赤の部分は耕作放棄地になってしまう可能性があるということでもあります。農地の貸し借り、または受委託の作業等々で現在されているということでもありますけれども、それも限界に来るんじゃないかなというふうな気がいたしております。先ほど申し上げました施設園芸をやりたいというのは、農業生産法人の方であります。そういうことを含めると、この

土地の貸し借りをやはり今からしっかり将来を見越して進めながら、農業生産法人なのか、集落営農なのか、そういう方策をもち管理しながら、今現在は国・県の手当が手厚くございます。そういう中での山江の今後の農業も具体的に考えていかなくちゃいけないなということを、この絵を見ながら考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本当に課題が山積いたしております。ただ、悲観することなく、村民の方々とともに、議員の皆さま方とともに、ある意味では夢をもち、地域づくり、山江村の活性化に向けて、全力で取り組んでいきたいと考えているところでございます。村民の皆さま方、また議員の皆さま方のご理解とご協力を改めてお願い申し上げる次第でございます。

本日提案させていただいております議案、12議案でございます。どうぞ慎重にご審議いただきながら、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げまして、時間を取らせてしまいました。あいさつとさせていただきます。たいへんありがとうございました。

○議長（松本佳久君） これで、村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（松本佳久君） ただいまから、平成26年第8回山江村議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定により、4番、岩山正義議員、5番、田原龍太郎議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、12月1日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

4番、岩山正義議員。

○議会運営委員長（岩山正義君） おはようございます。

平成26年第8回山江村議会定例会につきまして、去る12月1日の午前10時から議会運営委員会を開催し、本定例会全般について協議し、日程を決定しており

ますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日10日から12日までの3日間としております。本日10日開会、提案理由の説明、午後から一般質問、なお3名の議員から通告がなされております。発言の順序は通告順で、時間については、質問・答弁を含めて60分となっております。11日は午前中休会、午後から議案審議、3日目、12日に質疑・討論・表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成26年度山江村一般会計補正予算（第5号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度山江村一般会計補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第9号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。平成26年12月10日提出でございます。

提案理由でございますが、第47回衆議院議員総選挙が平成26年12月14日に執行されるため、平成26年度山江村一般会計補正予算（第5号）を専決処分させていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専第9号、専決処分書でございます。伴いまして、補正予算が専第9号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成26年度山江村の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによるとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ316万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,083万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。平成26年11月19日に専決をさせてもらっております。

内容につきましては、総務課長より説明いたします。

○議長（松本佳久君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、専第9号についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、13国庫支出金、補正前の額に衆議院議員選挙に係る委託金316万1,000円を追加いたしまして、2億8,223万5,000円とするものでございます。歳入合計30億6,767万2,000円に、316万1,000円を追加いたしまして、30億7,083万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2総務費、補正前の額に衆議院議員選挙費を416万3,000円を追加いたしまして、5億6,226万6,000円にするものでございます。12予備費、補正前の額から100万2,000円を減額し、4,524万5,000円とするものでございます。歳出合計30億6,767万2,000円に、316万1,000円を追加いたしまして、30億7,083万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第60号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第60号、人吉球磨定住自立圏形成協定の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第60号についてご説明申し上げます。人吉球磨定住自立圏形成協定の締結についてでございます。

人吉球磨定住自立圏形成協定を別案のとおり締結するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、本協定の締結につきましては、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決が必要ということでございます。

内容につきましては、人吉市が本年3月24日に定住自立圏構想推進要綱に規定

されている中心市宣言をいたしております。その人吉市を中心に周辺の町村が相互に役割を分担いたしまして、都市機能、生活機能を確保し、圏域全体と地域の振興、住民福祉の向上を図るというために協定を行うものでございます。

本協定は、人吉市とその周りの町村、いわゆる人吉市と山江村、人吉市と例えば相良村、お隣なら人吉市と球磨村、それぞれ議会の議決を得ながら契約を締結ということであります。メリットといたしましては、協定締結をいたしますと、本村にもろもろの事業に対しまして、総額で1,500万円の交付税が来るというようなことになっております。人吉市におきましては8,000万円でございます。8,000万円程度だったと思いますが、そういう締結であります。今回、それぞれ協定の内容をお示ししておりますけれども、これは毎年それぞれの事業課題が変わり、特別な事業を行うと、また新規の事業を行うという場合には、その協定書の中にうたい込む必要がありますので、その折にはまたそれぞれの市議会、うちの山江村議会で議案としての承認が必要ということでございます。

その内容につきましては、第1条、第2条には目的と基本方針、第3条が連携する政策分野でございます。第4条に事務の執行や費用負担について、第5条、第6条に協定の変更・廃止について規定をしております。中身の部分につきましては、生活機能強化に関する政策分野、それから結びつきやネットワークの強化に関する分野、圏域のマネジメント能力強化に関する政策分野としての取り組みが示されております。保健、医療、地域公共交通、道路等の交通インフラ、圏域における人材の育成及び活用等々についての文言がうたわれているところでございます。

以上、ご説明申し上げます。

-----○-----

日程第5 議案第61号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第61号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第61号についてご説明申し上げます。山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じた改正を行う必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

改正につきましては、1枚開けていただきますと、第1条に民間給与と職員給与の格差解消をするための給与の格差0.55%の給料表の水準の引き上げ、通勤手当の区分に応じ100円から7,100円の幅での引き上げ、単身赴任手当、本村にはありませんが、基礎額を引き上げる、職員のボーナスにつきましては0.15月分の引き上げの規定をしてあるところであります。

附則としましては、交付の日から施行するものでございます。ただし、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成26年4月1日から遡りまして、改正後の条例第20条第2項第1号及び第2号の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げます。

-----○-----

日程第6 議案第62号 山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第62号、山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第62号についてご説明申し上げます。山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。山江村森林組合の合併等の社会情勢の変化に伴い、協議会の組織を見直す必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

改正内容につきましては、第3条第2項を削りまして、同項第2号中「山江村森林組合」を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第7 議案第63号 山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第63号、山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第63号についてご説明申し上げます。山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。同じく、山江村森林組合合併等の社会情勢の変化に伴いまして、協議会の組織を見直す必要が出てきました。それに従いまして提案させてもらうというものでございます。

改正内容につきましては、第3条第2項で委員は学識経験を有する者から任命するというように改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第8 議案第64号 山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第64号、山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第64号についてご説明申し上げます。山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、山江村水道事業運営協議会の組織を見直す必要があるため提案をさせていただくということでございますが、改正内容につきましては、第3条第2項第1号を削るものでございます。前議案2議案も同様でありますけれども、森林組合と同時に議員の委員につきましての就任について、議員の方々からの提案といいますか、によりまして公正を保ちたいというようなことでの提案でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

○議長（松本佳久君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時間を11時5分といたします。

-----○-----
休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分
-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----
日程第9 議案第65号 平成26年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第65号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第65号についてご説明申し上げます。平成26年度山江村一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成26年度山江村の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,924万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は第2表地方債の補正によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、議案第65号についてご説明いたします。1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。12使用料及び手数料、補正前の額に108万円を追加いたしまして、4,484万5,000円とするものでございます。これは戸籍住民票等の手数料108万円を追加するものでございます。

13国庫支出金、補正前の額に1,078万7,000円を追加いたしまして、2億9,302万2,000円とするものでございます。主なものは、がんばる地域交付金979万9,000円の増によるものでございます。

14県支出金、補正前の額に124万4,000円を追加いたしまして、2億1,

196万6,000円とするものでございます。主なものは、放課後児童健全育成事業補助金167万円の増、森林整備地域活動支援事業300万9,000円の減、県議会議員選挙委託金60万1,000円の増によるものでございます。

19諸収入、補正前の額に441万3,000円を追加いたしまして、4,359万5,000円とするものでございます。主なものにつきましては、後期高齢者医療市町村療養給付費返還金387万5,000円によるものでございます。

20村債、補正前の額から1,911万7,000円を減額いたしまして、2億2,158万3,000円とするものでございます。主なものにつきましては、道路橋梁費債にがんばる地域交付金979万9,000円を充てたことによる減と、起債対象とならなかった減によるものでございます。

歳入合計30億7,083万3,000円から159万3,000円を減額いたしまして、30億6,924万円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出。議会費、補正前の額から21万8,000円を減額いたしまして、6,202万6,000円とするものでございます。

2総務費、補正前の額に38万4,000円を追加し、5億6,265万円とするものでございます。主なものにつきましては、課設置条例の改正に伴う職員の異動による増、それから農業委員選挙無投票による275万円の減、村議会議員補欠選挙費272万円の減によるものでございます。

3民生費、補正前の額に331万7,000円を追加いたしまして、6億7,187万円とするものでございます。主なものにつきましては、重度心身障害者医療費助成66万円、住宅改造助成85万3,000円、放課後児童健全育成事業176万2,000円の増によるものでございます。

4衛生費、補正前の額に86万8,000円を追加いたしまして、3億7,763万2,000円とするものでございます。主なものにつきましては、出生育児一時金繰出金56万円の増によるものでございます。

5農林水産業費、補正前の額から16万3,000円を減額いたしまして、3億5,360万9,000円とするものでございます。主なものにつきましては、永田井手頭首工工事147万6,000円、アグリセンター駐車場改修329万7,000円の増、森林整備地域活動支援交付金401万3,000円の減によるものでございます。

6商工費、補正前の額に313万5,000円を追加いたしまして、1億313万4,000円とするものでございます。主なものにつきましては、消防施設修繕133万8,000円、ピーク電力削減装置導入工事92万7,000円の増による

ものでございます。

7 土木費、補正前の額に 88 万 5,000 円を追加いたしまして、2 億 6 9 2 万 3,000 円とするものでございます。主なものにつきましては、所得税の源泉徴収漏れに伴う延滞税及び不納付加算税 26 万 6,000 円の増によるものでございます。

8 消防費、補正前の額に 82 万 4,000 円を追加いたしまして、1 億 1,071 万 2,000 円とするものでございます。主なものにつきましては、防火水槽撤去工事 73 万円の増によるものでございます。

9 教育費、補正前の額に 17 万円を追加いたしまして、1 億 9,480 万円とするものでございます。

予備費、補正前の額から 1,079 万 5,000 円を減額いたしまして、3,445 万円とするものでございます。

歳出合計 30 億 7,083 万 3,000 円から 159 万 3,000 円を減額いたしまして、30 億 6,924 万円とするものでございます。

次のページをお願いします。

地方債の補正。

第 2 表変更でございます。臨時財政対策債、限度額を 9,468 万 3,000 円に、道路新設改良事業、限度額を 3,640 万円に、村有施設改修事業、限度額を 200 万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じということでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第 10 議案第 66 号 平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第 3 号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 10、議案第 66 号、平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 66 号についてご説明申し上げます。平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）でございます。

平成 26 年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,095 万 1,000 円とするもので

ございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。本日提案するものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

○健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。

第1表歳入歳出補正予算でございます。

歳入。項にて説明いたしたいと思えます。他会計繰入金、補正前の額に56万円を追加するものであります。

歳入合計、補正前の額5億5,039万1,000円に56万円を追加し、5億5,095万1,000円とするものであります。これは一般会計からの繰入金でございます。

2ページをお願いします。

歳出。出産育児諸費、補正前の額に84万1,000円を追加するものであります。

葬祭諸費、補正前の額に9万円を追加するものであります。

予備費、補正前の額から37万1,000円を減額するものであります。

歳出合計、補正前の額5億5,039万1,000円に56万円を追加し、5億5,095万1,000円とするものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第11 議案第67号 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、議案第67号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第67号についてご説明申し上げます。平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）でございます。

平成26年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでござい

ます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第67号について説明いたします。1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。歳出合計、既定の額の1億5,933万7,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出。総務費、総務管理費、職員の異動に伴う人件費37万4,000円を減額するもの、簡易水道事業費、簡易水道施設運営費、消費税確定に伴う地方消費税など78万円を増額するものでございます。

予備費、予備費40万6,000円を減額するもので、歳出合計、既定の額の1億5,933万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第12 議案第68号 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、議案第68号、平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第68号についてご説明申し上げます。平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）でございます。

平成26年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。本日提案でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第68号について説明いたします。1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。歳入合計、既定の額の1億5,407万3,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出。総務費、総務管理費、職員の人事異動に伴う人件費15万4,000円を減額するもの、農業集落排水事業費、農業集落排水施設管理費、施設管理費等の電気料など光熱水費34万6,000円を増額するもの、予備費、予備費19万2,000円を減額するもので、歳出合計、既定の額の1億5,407万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第13 議案第69号 平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議案第69号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第69号についてご説明申し上げます。平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。

平成26年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,903万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。本日、提案提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

○議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

○健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。3 国庫支出金、2 国庫補助金、補正前の額に 5 8 万 1,000 円を追加するものとございます。これはシステム改修と地域支援事業に対する補助金でございます。

県支出金、県補助金、補正前の額に 5 万 6,000 円を追加するものであります。これも地域支援事業に対する補助金でございます。

歳入合計、補正前の額 4 億 9,839 万 7,000 円に、63 万 7,000 円を追加しまして、4 億 9,903 万 4,000 円とするものであります。

2 ページをお願いします。

歳出。総務費、1 総務管理費、補正前の額に 9 4 万 5,000 円を追加するものであります。

3 介護認定審査会費、補正前の額から 10 万 7,000 円を減額するものであります。

地域支援事業費、2 包括的支援事業・任意事業費、補正前の額に 30 万 5,000 円を追加するものであります。

予備費、1 予備費、補正前の額から 50 万 6,000 円を減額するものであります。

歳出合計、補正前の額 4 億 9,839 万 7,000 円に、63 万 7,000 円を追加し、4 億 9,903 万 4,000 円とするものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第 14 議案第 70 号 平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 2 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 14、議案第 70 号、平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 2 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 70 号についてご説明申し上げます。平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 2 号）でございます。

平成 26 年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 2 号）は次に定めるところによるものとございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものとございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものとございます。本日提出でご

ざいます。

内容につきましては、企画調整課長より説明いたします。

○議長（松本佳久君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 議案第70号について説明申し上げます。1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。歳入につきましては、補正額はございませんで、合計を4,367万6,000円の既定の額とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳出。1総務費、1総務管理費、補正前の額から10万円を減額いたしまして、1,152万円とするものでございます。これは使用料に係ります消費税の減額でございます。

2ケーブルテレビ事業費、1ケーブルテレビ事業費、補正前の額に21万8,000円を追加いたしまして、3,026万8,000円とするものでございます。ケーブルテレビセンターの光熱水費でございます。

4予備費、1予備費、補正前の額から11万8,000円を減額いたしまして、188万8,000円とするものでございます。

締めまして、歳出合計4,367万6,000円の既定の額とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第15 要請第1号 「農協改革」に関する要請書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、要請第1号、「農協改革」に関する要請書を議題とします。

お手元に配付しております要請書の写しのとおり、球磨地域農業協同組合代表理事組合長 福田勝徳様より、政府に対し働きかけを行うよう「農協改革」の要請であります。

お諮りします。

ただいま議題になっております要請第1号については、経済建設常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

よって、日程第15、要請第1号、「農協改革」に関する要請書については、経済建設常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

このほか9月議会以降に山江村議会に寄せられた陳情書等は5件ありました。それらは12月1日の議会運営委員会により、議員各位へ資料を配付することとなりましたので、お手元の資料をご覧ください。

1番目は東京都の片木豊様より提出された「横田めぐみさん拉致事件に関する陳情書」、次に熊本県医療労働組合連合会 田中直光委員長から提出された「安全・安心の医療、介護の実現と夜勤改善大幅増員を求める陳情書」、次に熊本県社会保障推進協議会 鳥飼香代子会長より提出された「国民健康保険財政への国庫負担金割合を増やすことを求める陳情書」、次に同じく熊本県社会保障推進協議会 鳥飼香代子会長より提出された「介護保険制度の充実を求める陳情書」、最後に熊本県建築労働組合人吉球磨支部 東照夫委員長より提出された「国へ増税中止を求める意見書の提出を求める陳情書」の5件です。

議員各位におかれましては、それぞれに内容を研究・精査していただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第16、議員派遣の件を議題とします。本件は地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により配付してあります議案のとおり、議員を派遣するものであります。

お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

午後は一般質問となっております。再開時刻を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

-----○-----

- 議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開します。

午後からの議事に入ります前に、今朝の私の発言の一部を訂正させていただきます。冒頭のあいさつの中で申しました12月14日投票の第47回衆議院議員総選挙への投票参加のお願いの件ですが、14日投票日の投票所の終了時間を一部の投票所を除き午後5時までと申しました。正しくは第1投票区から第4投票区までは午前7時から午後7時まで、第5投票区、尾崎公民館、第6投票区、万江コミュニ

ティセンター、第7投票区、屋形多目的集会施設につきましては午前7時から午後6時まで、第8投票区、大川内公民館につきましては午前7時から午後5時までとなっておりますので、お詫びして訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。

-----○-----

日程第17 一般質問

○議長（松本佳久君） それでは、日程第17、一般質問となっております。

お手元に配付しておりますとおり、3名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いします。

はじめに、2番、谷口予志之議員より、1、尾崎迂回路の進捗状況について、2、尾崎迂回路の今後の計画についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。2番、谷口予志之議員。

谷口予志之君の一般質問

○2番（谷口予志之君） こんにちは。

それでは、尾崎迂回路の件につきまして、2番、谷口より、通告書に基づきまして質問をいたしたいと思えます。

尾崎迂回路の件につきましては、9月の議会においても一般質問をしております。その経緯は地区住民ほとんどの方の必要性等についてもお分かりいただいているものと思えます。

今回は、尾崎迂回路についての執行部としての進捗状況や今後の取り組み等について質問をしたいと思えます。

まず、尾崎迂回路につきましては、6月議会におきまして調査委託料110万円の計上、9月議会においては実施設計委託料として151万3,000円を計上されておりますが、その進捗状況はどうなっているかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、谷口議員お尋ねの尾崎迂回路の進捗状況について説明させていただきます。

名称は作業道尾崎線ということで計画を進めております。県道相良人吉線、山の神橋上流120メートル先を起点とし、大川内集落の対岸側の既設の道路接続点を終点とする、幅員3メートル、延長約3,800メートルの計画の路線です。森林

作業道は、間伐等の森林作業のための簡易な構造の使いやすい道です。作業道は、一時的な施設と考えられていましたが、森林を継続的に適切に管理するため、長期管理用可能な道づくりが必要となってきました。森林所有者等により森林経営計画が策定された場合、森林作業道からの整備となる予定です。その整備は既設の作業道をできる限り利用し、改良を含め、また通行性、安全性も鑑み、路線の選定となります。計画の策定前に選考して、県道の起点側から既設の作業道への連絡道路的基幹作業道の準備をしております。当初、幅員3メートル、延長500メートル程度で基本路線設計を発注し、現地調査後、平均勾配を10%程度にしたいために、600メートルで実施設計に着手し、11月末に完了しました。

概要としましては、幅員が3メートルで、延長が600メートル、平均勾配10.3%で、切り土による施工計画とし、コンクリート舗装を150メートル程度としています。

以上が現在の進捗状況でございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） ただいま答弁いただきましたとおり、路線の選定にあたりましては、通行性、安全性を考慮して選定していくということでございますけれども、今回、実施設計が出来ました600メートル分については、議会からいわれております安心・安全の確保について、絶対安全とはいわれなと思いますけれども、それなりの安全性は確保されていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまの通行性、安全性につきまして説明させていただきます。安全性につきましてはですね、最近の局地的な豪雨等によりまして、なかなか難しい面があるかと思えますけど、今回の実績におきましては、通常の作業道ですと、切り土と盛り土をあわせたところで施工されるわけでございますけど、盛り土部分を極力少なくするために、切り土とほとんどが盛り土をしないような状況でですね、今回の実施設計をしております。また、切り土した部分につきましては、外部への搬出ということで考えております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） ある程度の安全性を確保した上での切り盛りという、普通作業でしたら切り土、盛り土でやっていくわけですがけれども、盛り土の部分を極力して、切り土を多くしてというようなことでございます。そういうことで実施設計が出来ておりますけれども、今後の計画のことについてちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今言われましたとおり、完全なる安全性というようなことはいえないと思っておりますけれども、それなりの安全性を考慮した上での実施設計が11月に

完了をしたということです。この今回11月に実施設計は出来ておりますけれども、この12月の議会にその実施の事業費ですか、それが上がっていないと、補正のほうでも組まれていないというふうに思います。それで、今後のですね、その実施設計が出来た路線についての、今後の計画、また全体を通しての計画等について、村長のお考えがあればお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 尾崎の迂回路については、平成22年、地域から陳情・要望書が出てきておりました。随分長くですね、いろいろな検討がなされてきたということでございます。受けて、前回の9月の議会で、この件につきましては安全性に配慮したというようなことを申し上げながら、実施設計の入札をいたしております。

安全性につきましては、先ほど産業振興課長が申し上げましたとおり、勾配に配慮して500メートルを600メートルに延長しながらというようなことであります。それから、なるべく盛り土は崩れやすいということもありますので、切り土の工法でやれるような路線を決定するというようなことであります。

ただ、予算が上がってきましたのが2,200万円から2,300万円の費用が要するというようなことでした。裏がないというような言い方は変ですが、要するに補助事業、起債等がまったくございませんので、したがって、その2,200万円、2,300万円をこの時期にといいますか、12月の、残り本年度が3カ月しかないというような時点で予算計上するのは、その予算の計上、使い方上ですね、適切ではないという判断で、12月の補正は見送らせてもらったということになります。指示は、新年度の予算でしっかり検討していこうということと、もう1点は補助事業、また起債等がないものかということをもう一度探ってみよう、調べてみようじゃないかというような指示を、総務課にもそういう指示をして、現在検討しているところでございます。

現在の進捗状況、また今後の見通しですが、そういう考えでおるところであります。ただ、従来なら迂回路というようなことでの要望であるならば、高触から、山の神橋からの上流から高触の道路につなぐということは、距離的にないわけですし、本来の迂回路的な役割を果たすのかどうかですね。本来なら、もう少し延長しながら、もう少し尾崎の集落の大川内のほうにつなぐような林道としての回り道を造ったらどうかかと。また、先ほど申しました相良人吉線はまだ未貫通でありますから、そちらのほうをまず急ぐというのもあろうかと思えます。そういう点で、尾崎の方々は当然、今の状態では一端交通止めもそうですけれども、災害等で道路がふさがりますと孤立してしまうというような状況でありますから、総合的にそういうことを勘案しながらですね、考えていきたいと思っているところであります。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 村長のほうから新年度予算で一応検討したいと、また今言われました高触の下から高触集落の農道につなぐということ、そこに一応県道のほうが現在出来ておりますのが、山の神橋ですか、あそこまでは拡張されております。それから、高触の集落の入り口ですね、上のほうの入り口、あそこまではだいたい約500メートル位あると思うんです。今までの県道の改良工事を見ますと、年間に100メートル位ずつしか出来ていないような状況であります。それを考えてみますと、高触の下を改良するのにも、今から先5年ないし6年にかかるというようなことですね。今回、実施設計が出来ております600メートル、それと高触の農道をつなぐというようなことでございますので、その5年間につきましては、その迂回路的なその下をするときの迂回路的な役割を果たすと私は思っております。

それと、村長が言われましたとおり、大川内のほうに林道的な、作業道的なことで造っていったらというようなことで、今回3,800メートルいわれておりますけれども、それがその路線になろうかなというふうに思います。そこにはやっぱり森林もあるし、森林の振興、林業の振興、また獣害、そこには農道はありますけれども、それから先、道がありませんので、そこを通したならば、獣害の駆除対策等にも役立つ路線になろうかなというふうに私も思っております。地区の方々は、今の生活が大事で、今をやっていかないと後がないというような考えでおられます。5年間は今のところをやってもらったら、下の工事をされても迂回路的なその役割を果たすと、そう思いますし、その上のほう、約2,000メートル位はまだ未改良というようなこともありますので、その間にその先々のほうをやっていたら、もうその先をやるのにも迂回路にはなるのではないかなというふうに思っております。

それに事業費が2,000万円も超えるというようなことで、今回、補正予算ではちょっと組めない大きな金額というようなことでございますので、できる限り新年度予算のほうにですね、計上していただいて、当初予算に計上するという考えはもたれておられますか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 組むなら、当初予算で組まないと、補正予算で組む金額ではないというふうに考えております。さっき言いましたように、本当、補助事業と起債というお金を借りるような事業に該当しない、今のところですね、ということでありますから、まずそっちのほうもですね、できれば補助事業が付くということであれば、また過疎の事業が付くということであれば、随分経済的、負担も村が持ち出

すといひますか、村の負担も安くなりますので、そのお金は別のところに回せるということでもあります。学校給食費が1,500万円から1,700万円、年間要りますが、全数のときに350～60人の方々ですかね、そのお金をあれされるというようにことも含めて考えますと、本当にその路線にですね、それだけ使うというのは、ちょっと補助事業をしっかりと考えないという思いでありますので、ただ当初、その要望を受けました折に、全家庭からということだったんですが、本当、紆余曲折しながらの今の路線での決定がなされたということでもあります。そういうことを総合的に勘案しますとですね、あの部分だけではすべては解決しないんだらうという気がしているわけです。500メートルの迂回路をちょっと造るというだけではですね、やはり集落全体が利便性をもち、そのしっかり迂回路になるような道路として完成を見ないといけないんだらうということを考えているところありますから、そういうことも含めてですね、どういう方法がいいのかということを考えていきたい。また、随分いろんな路線も紆余曲折、議員の方々も現場にも何回も行かれた、足を運ばれたということも聞いております。そういう中で、地元とのですね、その話もう一度私の耳でもちょっと聞いてみたいとも思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 今回の路線は補助の対象にならないというようなことで、全額負担、村のほうでというようなことになりますけれども、先のほうになりますと、奥のほうに森林資源というのがあります。これを対象にした作業道ということになりますと、補助対象が恐らく適用される。ただ、それにはやはりその補助対象となるべき予想といひますか、いろいろな施業計画とか、そういうのを作らなければなりません。そういうところは、また、一つは大きな会社が持っている山ですがけれども、そこが施業計画を立てていないというようなことでございますので、そこにつきましては私どものほうからでも、そういうことでこういう作業道等を造るんだったら、そういうことで補助事業があるからあれをしてくださいというようなことは一応向こうのほうも話をする計画は今のところしているところです。これがはっきりしないと、なかなか向こうのほうにも話ができないというような状況で、今止めているところですがけれども、これが決まりましたら、早速、向こうのほうにもそういうことをして補助対象になって、村の負担が少なくなるようなことで、私どもは努力をしていきたいというふうに思っています。今言われましたとおり、当初のほうでできたら、できるだけ組みたいというようなことでございますので、そういうふうに今言いましたとおり、制度事業等を模索しながらですね、1年でも早くその迂回路が出来ますように、迂回路としての機能ができますようにお願いしまし

て、尾崎迂回路についての質問を終わりたいと思います。

もう1点ですが、これは通告を出していません。先ほど村長のほうからもちっと県道人吉相良線のことにつきましては報告をしていただきました。まだ今、未開通のところが2,500メートル程度あるわけですが、これは通告を出していませんので、分かる範囲で結構なんですけれども、この県道162号線、相良人吉線の今後の改良工事について、今現状で分かる範囲でも結構ですので教えていただければというふうに思います。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、谷口議員からのご質問でありました、県道相良人吉線の今後の改良計画でございます。まず、県道相良人吉線ですけれども、延長が全延長17.1キロということで、人吉、山江村、相良を結ぶ県道でございます。そのうち山江村がですね、約12キロの区間となっております、先ほども村長から、未完通区間というのが村長からありましたけれども、そのうちの未供用区間、未完通区間が約2.8キロ、それから未改良区間が約2キロということとなっております。

今後の整備計画ですけれども、この未改良区間において、熊本県が平成25年度から整備をいたしております。尾崎工区としまして、山の神橋際を起点としまして、約400メートルの整備を計画しております。平成25年度からということで、平成25年度が全体測定の調査をし、平成26年度においては路線を想定し、測量設計を行い、工法の検討、事業費等の算出等をしながら進めているということでございます。

今後、27年度以降ですけれども、計画としては路線を確定し、地元説明会も計画しながらですね、用地買収等の登記の完了に進めて、併せて工事等も工事の拡幅がですね、一部もできれば、可能であれば進めていきたいということでございます。

しかしながら、当地域はですね、山林地域であり、共有地が多くあるということで、用地買収や相続登記等の問題でですね、なかなか事業が進まないというのが現状ということでございます。今後ですね、土地所有者の方の、関係者の方々の協力が必要かというところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 通告外の質問でたいへん恐縮をしております。また、適切な回答もいただき、感謝を申し上げます。

県道の改良もですけれども、先ほど言いました尾崎の迂回路につきましても、今後、地区の住民の方々がですね、安心して暮らせるようなことでございますので、

執行部としても大変厳しい中ではございますけれども、早急に開通しますことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

- 議長（松本佳久君） 次に、10番、立道徹議員より、1、山江村定住化促進基金条例制定後の動向について、2、総合公園について、3、山江村の未来塾の開講について、4、道路の街灯が歩道に照らない状況について、5、万江の神園地区、城内地区の砂防工事についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。10番、立道徹議員。

立道徹君の一般質問

- 10番（立道 徹君） こんにちは。10番議員、立道が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

内山村長におかれましては、就任され早4カ月が過ぎました。施政方針であり、選挙公約、つまりマニフェストであります。9月には定住化促進基金条例が制定され、給食費無料化がまず実現しました。

まず1点目の質問になりますが、この条例は山江村に定住化促進を図り、永住し、住環境を整備することが目的であります。これについての現在の進捗、空き家調査とか宅地造成の用地交渉等について状況をお願いいたします。

- 議長（松本佳久君） 北田企画調整課長。

- 企画調整課長（北田愛介君） それでは、ただいまのご質問につきまして、まず空き家の調査ということでございます。これにつきましては、3カ月ぐらいかけて、村内全域を調査いたしております。現在までの調査内容とその結果について、現時点での報告をさせていただきます。

まず、調査しました空き家につきましては、山田地区が65件、万江地区が47件の、合計の112件でございます。調査内容は、所有者、管理者、住宅の種類、建物の状況、駐車場の有無、道路の状況など、約20項目程度、調査をいたしております。また、空き家の状態を4段階に部類いたしておりまして、まず利用が見込まれるもの、これにつきましては全体の30件で、全体の26.8%でございます。また、一部修繕すれば活用できるものは50件で、約44.6%でございます。それから、建物の倒壊の恐れのあるもの、これが11件でございまして9.8%、それからさらに倒壊した場合ですね、隣接の建物や道路などに影響のあるものが21件でございます。これが約18.8%となっておりまして、同様の空き家の調査は平成18年にも行っておりますけれども、その時点では32件でございまして、8年間で約80件ほど増加しております。今後も増加することが予想されるものと思っ

おります。

それから、宅地造成等につきましては、まだ場所を選定して、また住宅等につきましても地区間ですね、人口のバランス等もやっぱり考慮しなければいけないということで、現在、用地等の検討をしているところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） ということは、用地交渉等はまだ全然進んでいないということですね。この目的に従いまして進んでいけることが最大のことだと思いますけど、宅地造成等はですね、時間がたいへんかかると思います。だから、一日も早くですね、行動に移していかないと、あっという間にですね、4年間というのも過ぎてしまうと思いますので、そのへん、また地域の協力も必要だと思いますけど、よろしく願いいたします。

続きましてですね、2点目の総合公園についてですけど、これについてですね、規模、場所、費用等はどのように考えておられるかお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 定住化の件で、私のほうからも1点だけちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、現在、村営住宅の入居の申し込みと申しますか、問い合わせが担当の話によると2日に1回ぐらい来ているそうです。非常に山江に来たいということであります。私に直接でありますけれども、2件の空き家がないかという問い合わせもありまして、現在、紹介をしているところであります。なかなかその空き家があっても、例えば先祖の仏壇をそのまま置いて行かれたりすると、貸すほうも借りるほうも抵抗があるというような問題もあるようであります。しっかりと行政が中に入りながら相談に乗って、その事業を進めていくということも非常にお互いでやり合うよりもですね、大事だということを考えておるところでありますから、しっかりその空き家に対する対策もとっていきたい。また、役場のほうに売っていただきながらですね、役場のほうで今、過疎債という事業を使って、その空き家の改修事業も実はできるというようなことですから、そうなりますと村営住宅としてのですね、活用もできるのかなということも考えているところであります。それと、宅地造成というのは多分、分譲住宅地のことをいっていらっしゃると思いますが、まずそういう多い問い合わせがありますから、公営住宅をですね、村営住宅をもう27年度は西川内のほうに整備したいという動きを始めております。併せて、北永シ切住宅につきましては、国土交通省との補助金をもらった関係で、もろもろその考え方がずれて、相違してなかなか進まなかったわけですが、ここにきて合意ができましたので、今、北永シ切住宅団地の方々へはア

ンケート調査を再度取っているところでございます。前回、21年にアンケートを取ったところ、3分の2の方が購入したいというようなことでありました。あれからまた4、5年経っておりますから、再度、その希望を取りながら、希望を取りますと、その倉庫を壊すという作業も出てくるわけですが、山江村の定住化基金あたりも十二分に活用させてもらいながら、そういう北永シ切住宅に住む方の定住化について進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、総合公園でありますけれども、総合公園をつくりましょうといいました。ただまだ造りますと言っております。ただ、基本的には人が集まる公園を整備すると、活性化につながるということであります。当然、人が集まりますと、食べ物が必要になりますし、おみやげが必要になります。また、村内の各種施設等々とも温泉センターとつないだり、淡島神社とつないだり、そういう神社仏閣とつながりながら、観光交流事業も広まっていくんだらうということを考えておるところであります。ただ、その動きについては、新年度において、要するに27年度においてプロジェクト委員をつくりながら、基本構想と基本計画までまとめられたらと思っているところです。かなり大きな事業になろうかと思しますので、村民の方々をはじめ、いろんな専門家の方々を含めて、そういう基本構想・基本計画、例えば人吉球磨の方は実は昨日も公園の話をしながら、錦の人に尋ねたら、やっぱり八代の坂本の公園にはよく行かれると。わざわざ人吉球磨を飛び出して行かれるということをおっしゃっていました。そういうことから、できれば南九州といえますか、インターチェンジを活用しながら、その起点とした鹿児島、えびの辺りの方々がですね、集まってくるような、人が集まる公園をつくれたらなと思っているところであります。もろもろこの公園については、10人おれば10人意見が違ふところでもありますので、集約しながらどういう公園をつくっていくかということを、来年度において構想を立ち上げ、基本計画を作らせていただき、28年度実施計画を作りながら、予算を見つけ次第着工したいと。27、28、29年度着工という形に、遅くてもですね、それまでには着工できればということを思っているところであります。

繰り返しますが、我々執行部がどこにこう造るというよりも、やはり村民の皆さん方がしっかり活用してPRをしていただく、また本当にいい公園として、過ごしやすい、楽しい公園として出来上がっていくということについては、そのように考えておるところであります。いわゆるワークショップといえますか、委員会といえますか、先進地も十分見ていただきながら、意見を集約していきたいと思っているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） これは、山江の単独の事業になるんですかね。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 事業費はやっぱり億を超えるんだろうと思います。億を超えるということはですね、これはもちろん単独だけではとてもやる事業ではないと思っています。従いまして、7割の国の補助金があるという過疎債を利用したり、もろもろの交付金を利用したり、補助金を利用したりしながら、その制度事業を見つける作業にもですね、もう来年度から入っていきたいと思っているところであります。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） 人吉球磨の全体とか、下球磨地域全体の市町村との合同でのそういう総合運動公園等は考えておられますか。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） ちょっとそのこともしゃべろうと思ったんですが、忘れていましたけれども、今、人吉市と今回議案として提出しております定住自立圏のですね、協定の話もあります。あれも実は人吉市の合意のもとで、そういうことをうたい込むと補助金の対象になりますし、要するに人吉市と山江の関係ですね、人吉市の同じように議決をするわけですから、そういう意味では人吉市を含めた一つの公園ということになるわけですが、ただ山江村はインターチェンジからも近い、実は水上からもですね、フルーティ道路で近い、球磨村からも農免道路等で近い、非常に寄りつきやすい、インターチェンジもすぐ近くにあると、非常に地理的に有利なものを持っています。このことを気づかせていただいたのは、ある病院の先生ですが、山江村に病院を立地したいということは、やはりそういう非常に寄りつきやすい立地条件なんだと、地理的有利性があるんだというようなことを言っておられます。ということであれば、当然、人吉球磨でそれぞれの町村が特色ある事業を展開するといった場合に、山江村としてはその公園を中心にですね、人吉球磨の全体を見回したその総合公園としての位置付けも考えていきたいと思っていますところですよ。

この話は、実は町村会で私はもういたしております、水上のほうはですね、クロスカントリーのコースを造りたいんだというような話も町村会で出ております。内輪ということですが、ただまだ具体的にどうする、こうすると、場所をどこにするというのも、まだ決めておりません、決まっておりますので、そういう一つずつ見えてきましたらですね、再度、人吉球磨の中の公園としての位置づけができるかどうか。一番いいのは、こういうことを言うと非常に危険ですけども、まあ全体での中公園と位置付けるなら、その管理費あたりを人吉球磨の各町村で

もってもらおうというような方法も見えてこようかとも思っております。ただ、これはまだ全然確約はとれていませんので、まあ何とも言えませんが、そういう考えも十分に持ち合わせながらの動きをしていきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） 村長が今言われましたとおり、あとですね、箱物を造ってしまえば維持管理が大変でございますので、そうやって各町村、各自負担されて、維持管理のほうもしたらですね、相当削減されると思いますので、そのへんよろしくをお願いします。

じゃあ続きまして、3点目の質問に入ります。一応施政方針というか、中に山江村の未来塾について村長が言われておりました。それについての今後のですね、活動方針をお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） この未来塾については、まさにソフト事業でありまして、ものを造ったりするような事業では、入り口は全然ないということであります。当然、山江村の将来を、今を村民の方々同士が語り合って、どうやったらいい、こうやったらいい、どうやっていこうというのを侃々諤々、喧々囂々とやられることは、非常に大事なことであります。また、誰しもですね、そういう意見を遮ってはいけないというふうに考えているところであります。そういう意味において、私は実は5年前に各地域において、総合計画なるものを作っていただけないかというような動きをちょっとしたことがあります。いわゆる各地域地域でいろんな条件が違いますので、非常に高齢化が進むところ、それから若者が多くて、若者対策が必要なところ、それぞれあるわけでして、それぞれの地域で何が課題で、どのようにやっていかなくちゃいけないんだというようなことで、自分でやれることは何で、役場と一緒にやることは何で、役場に頼むことは何々でというようなものがはっきり見える化してくるんじゃないかなろうかというようなことを言ったところであります。そういうことも含めて、グリーンツーリズムという考え方があるわけです。グリーンツーリズムというと、非常に分かりにくいというようなことであります。ただ、範疇はですね、非常に間口が広いわけです。歴史資源をいわゆる観光交流という考え方ですけれども、歴史資源という神社とか仏閣とか、各地域にございます。お堂とか、そこを中心に行われますお祭りを中心として、そういう観光交流事業をやろうと。岩屋フェスというのが最近、人吉市のほうで行われております。若い人を中心にですね、漆田のほうの神社を再度活性化させたいという、まあ神社といいますと、昔から人のよりどころでもあったわけでありまして、そういうものを復活させながら活性化に結びつけようという実際の動きが始まっているところもあります。そ

ういう歴史資源をしっかりと見つけようじゃないかというような話もありますし、環境的な資源もございます。豊かな森林もありますし、まさに夢の川と、ある映画監督が言っておりました万江川もあります。山田川の活用もあろうかと思います。そういう環境資源をどう活用するというような話もありましょうし、当然、特産物である栗をどうしていききたいとか、米をどうしていききたいとか、先ほど申し上げました柚子の活用はどうなんだとか、山付に行きますと山菜が、こういうものがたくさん採れるんだとか、そういうものの話もいいかと思います。また、そうなりますと、食文化の話になります。日本食は世界文化遺産に最近指定されたということもあり、そういう昔から私たちが口にしております食の文化自体が見直されているということでもありますし、そういうものも大きな資源になろうかと思います。そういう資源を活用しながら、できればですね、その自分の暮らしの良さにですね、なかなか分かりにくいんでありますけれども、当たり前のことすぎて、そういう良さに気づき、その良さを磨いて発信することで、いわゆる経済的効果をですね、つなげていくことはできなんでしょうかというようなことまで考えているところであります。また、山江に来た人は、山江の人が本当に人の素晴らしさといいますか、やさしいとか、人がいいとか言っていただきます。いい部分としてのですね、そういうものも一つの資源だと思いますし、そういうものが一つ一つの資源を活用することによって、経済的価値に代えていく、お金に代えていくというようなことでの暮らしやすさまでつなげていければと。これはもちろん役場がどうこうしなさいというよりもですね、自らがやっぱりどうこう考えていくというようなことを基本に、そういう未来塾を一方できるところからですね、進めていければと思っているところであります。これは定住化とまさにリンクというか、つながっておりまして、そういう地域ができれば、定住化がますます進むんだろうと、ますます山江村にきたい人が増えていくんだろうということも思っておるわけであります。

先般、教育委員会からもらいました資料で、いわゆるICT教育をしながら、学力がやっぱり飛躍的に伸びているということに対して、実は12月4日に北海道の京極町の教育委員会が視察に来られました。12月16日には、同じく北海道の豊頃町というんでしょうか、から視察に来られます。私、就任してから沖縄からも来られました。これはどういうことを、もちろん山江村のICT教育ということ、やり方を、ノウハウを学ぶということもありますけれども、それは山江村が素晴らしい教育環境をもったところだという発信にもなるわけであります。いわゆる定住化にもつながる、山江にきたい、住みたいという動機付けにもなるわけありますから、そういうものを含めてですね、山江村の良いところ、よかところを中心としながら、資源をもう一回村民の方々で見直してもらいながらの未来塾として発展し

ていければなということを始めさせていただきたいということでございます。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） じゃあ未来塾というのは、皆さんを寄せ集めるような場というか。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） やり方はいろいろあろうかと思います。各地域でそういうものを、各地域でまた、地域でも広いところがありますから、ある程度集まれる範囲内でというやり方もありますし、全村の時にその情報交換を行う場もありましょう。実は、温泉センターを造る折に、役場のほうはですね、各地域の意見を聞きたいとして、あの頃はふるさと創生の座談会をしたことを私覚えております。丁度ふる里おこし係というところにおりまして、そのときは役場のほうから、役場がいろいろしゃべるんじゃなくて、焼酎と鯖の缶詰を持って、各地域にお邪魔して、焼酎飲みからそういう意見をと、始めたというようなこともありました。まさにやり方としては、そういうことが中心になろうかと思えますけれども、こう言いますと、役場のほうから焼酎と鯖の缶詰を持って、そのままやるんだというふうに誤解されといけません、そういうようなやり方も含めてですね、地域の方々と話し合う場をつくっていければということを思っているところであります。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） いろいろなイベントをやりですね、意見交換して、最後は飲み食いすることも大切な体験、経験でしょうけど、特にですね、地方創生が今、国のほうからもいわれております。この山江村からですね、たくさん手を挙げていけるようなですね、活動というか、チームづくりをされることが必要じゃないかと思えます。では、この件につきましては終わります。

続きましてですね、県道相良人吉線に設置してある街灯、防犯灯ですが、これが歩道には全然照らない状況なので、これは今後ですね、どうにかされたほうがよろしいんじゃないかということでお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 嶋原教育課長。

○教育課長（嶋原美津子君） ただいまの立道議員の県道相良人吉線の道路の街灯が歩道に照らない状況であるというご質問にお答えいたします。村内の防犯灯につきましては、現在のところ、教育委員会としましては児童生徒の通学路という観点から、県道沿いや集落と集落を結ぶ道路に設置しております。従来の蛍光灯は耐用年数が低うございまして、度々電球を交換しなければならないという、住民の皆さまに大変ご迷惑をおかけしておりました。LED照明の登場で公益財団法人日本防犯設備協会技術標準2012年改正の防犯灯の照度基準により、蛍光灯よりもより広

い間隔の設置が可能になり、低消費電力で電気料金を削減することができるようになりました。本村も平成24年から本年度、平成26年の3カ年計画で、村内の防犯灯のLED化を進めてきました。本年度で防犯灯のLED化が完了する予定でございます。

議員の質問ですけれども、県道沿いの歩道の設置場所ですけれども、ほとんどが既設の電柱を利用して電柱1本おき間隔で防犯灯を設置しております。ご指摘のとおり、電柱が歩道側にあるところは、まあ、ある程度明るいのですけれども、歩道と反対側にある電柱の防犯灯につきましては、十分に歩道を照らしているとはいえないところもございます。昨今、都会も田舎も関係なく犯罪等が起きやすい世の中と申しますか、事実、犯罪が起きていることもございますので、防犯という観点から、歩道側に街路柱と申しますか、鉄管ポールを立てて防犯灯を移設していくことも考えられるかと思っておりますけれども、そういうことも含めまして、安心して暮らせる環境を整えていく必要があるかと考えます。しかしながら、防犯灯の新設置、移設を考えますときに、財政的なこともございますので、計画的に進めていくなど、検討していく必要があるかと思っております。以上です。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） 村長のお考えは何かありますか。お考えはないですか、その件に対して。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 教育課長が答えたとおりであります。山江村内には360基程度の防犯灯を設置して、この数はですね、やっぱり他町村と比べると、随分と多いというようなことであります。当然、その小中学生、また高校生もそうですけれども、もう安全をしっかり守って、安全を保障していくというんですか、守っていく、通学から守っていくというのと同時に、散歩される方々もおられますから、安全なということでもあります。ただ、先ほど課長が言いましたとおり、1本移設すると、造るとなると、360基で、1本がですね、十数万要るということでもありますから、まあ財政的にも相当負担があるということでもありますから、ただどうしても問題があるという箇所が見受けられましたらですね、ぜひ役場のほうに情報を入れていただきながら、その対応策は考えていきたいと思っております。今、どうしよう、こうしようと、歩道側にないから、歩道側に全部移設するんだということについては、できれば大人の方は懐中電灯を持っていただくなり、子どももそんなに暗くはならないうちにですね、帰っているようでもありますし、そういうことも含めての対応になろうかと思っております。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） 通学路としてもですね、やっぱり使用されている歩道でございます。特に冬場はですね、やっぱりこの時期はほとんどやっぱり見えない状態と思いますので、定住化促進にもつながると思いますので、くれぐれもやっぱり安全・安心で山江村に過ごせるような環境づくりのご検討をよろしくお願いします。

最後の質問になります。万江のですね、神園地区、城内地区の、これはもう県発注の砂防工事ですけど、まず神園地区はですね、当初は2基、堰堤が計画されていましたが、用地買収等が困難なため、そのままの状況になっているということ、それと城内地区はですね、現在、1基は完成していますけど、特に丸岡公園の今、運動公園がある場所、また道路関係は、膨大な工事でございます。もし、広島大のゲリラ豪雨が起きた場合はですね、その下流地域、城内地区等にはですね、また新城内団地も昨年出来ましたので、もう危険区域には間違いないということで、今後の山江村の対処といいますか、計画がなかったら陳情要望等もですね、よろしくお願いします。一応、建設課長からこの件のほうをちょっとどういう状態かお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、立道議員のご質問の、まず砂防工事、神園地区の砂防工事ですけれども、その前にまず村内の危険区域の状況ですけれども、国の土砂災害防止法での災害警戒区域というのは、地滑り、土石流、急傾斜崩壊というのがありまして、そのうち熊本県が村内で対象にしている土砂災害警戒区域の危険箇所、地滑りは村内にはないんですけれども、土石流危険渓流は61カ所ございます。それから、急傾斜地崩壊、これが73カ所ございまして、神園地区もですね、土石流の危険渓流に指定され、平成19年に砂防ダム1基が完成しております。

議員のご質問の、当初は2基の砂防ダム建設でございましたが、用地の承諾が得られず、現在1基のみとなっております。今後、この地区の計画としまして、まず当初2基の砂防ダム建設でありまして、それが100%の整備率としましたところ、用地の問題が起きて、止む得なく事業中止ということでございます。上流の1号ダムの整備率が概ね80%をクリアしているということでございまして、下流地域の用地の問題が解決しない限り、2号ダムの建設は行わないということでございます。また、その当時ですね、代替案としまして、流末の排水路工を提案しましたが、これも同様に用地の問題で整備が不可能ということでございました。

今後のことですけれども、一旦事業を中止した事業の予算確保は難しいということでございます。しかしながら、諸問題等はですね、解決すれば、事業再開の可能性はあるということでございました。

それから、城内地区の砂防ダムの件ですけれども、こちらも城内集落、獺谷川で

すけれども、瀬谷の溪流、こちらも土石流危険溪流に指定されまして、平成4年にダム1基が建設されております。さらには、議員のご質問の上流にはですね、丸岡公園が整備されておりまして、その下流側にはですね、小規模であります、山江村が公園整備と併せまして、土砂止めの擁壁、それから流末の排水路を整備して集中豪雨時の対策を講じているところでございます。ご承知かと思えますけれども、現在、熊本県は村内の土石流危険溪流区域を土砂災害防止法に基づく立入調査を来年3月まで実施することとしております。災害時警戒避難態勢の整備に向けた土砂災害警戒区域等の指定に関する現地調査でありまして、城内地区、それから神園地区もこの調査の対象となっているところでございます。

今後、この調査を踏まえ、砂防ダム等の整備が必要であれば、県へ要望を行ってまいりたいと思っております。この件につきましても、他地区同様ですね、地域の皆さまの土地所有者、それから関係者の方々のご理解が欠かせませんので、今後も事業等にご協力を願えればというところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） 県のほうもですね、やっぱり国からでしょうけど、力を入れている砂防工事だと思います。どちらの地区においても、やっぱり用地交渉がですね、スムーズに進んでいくなれば、県への陳情要望等もうまくいき、工事発注へつながっていきますので、地域の皆さんも自分たちの命を守る治山工事ということで認識を深めていただいて、協力していただければと思っております。また、用地交渉、陳情等にはですね、私も積極的に動いてまいりますので、行政の皆さまもよろしくお願い申し上げます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松本佳久君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を2時10分とします。

-----○-----

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、4番、岩山正義議員より、1、地方創生事業について、「まち・ひと・しごと」創生事業についての通告が出ております。

岩山正義議員の質問を許します。岩山正義議員。

岩山正義君の一般質問

○4番（岩山正義君） こんにちは。4番、岩山です。

通告書に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

地方創生、「まち・ひと・しごと」創生事業についてということで通告をいたしております。地方創生関連2法案が11月21日に参議院で可決されまして成立し、既に28日に公布されております。地方創生は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくための施策ということで、政府のほうは早ければ年内にも長期ビジョンとともに2015年度から5年間の地方の自主性を尊重した総合戦略を目指すと思いますが、先ほど村長の行政報告の中でもありましたが、ちょうど現在、選挙期間中で、若干遅れているということでもあります。また、県市町村は、実情に応じた基本的な計画として、創生総合戦略を定めるとなっているようでございますが、この「まち・ひと・しごと」創生事業の制度の内容についてですね、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（松本佳久君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） ただいまご質問のございました「まち・ひと・しごと」創生事業の内容について、ただいま分かっております範囲内でご説明させていただきます。

まず、今年の5月8日に有識者らでつくっております日本創成会議の人口検討分科会というのがございまして、こちらのほうが「ストップ少子化、地方元気戦略」というのを発表してございます。その中で2010年から2040年までの間に、若年女性、20歳から39歳までの女性ですね、がこの間に50%以上減少する市町村を消滅可能性都市として発表しております。熊本県内では26の市町村がこの中に含まれておりまして、球磨郡市10市町村はすべて消滅可能性都市に含まれております。

本村につきましては、2040年には総人口が1,432人減少いたしまして2,249人になると、若年女性は2010年が326人でございますけれども、2040年には144人で182人が減少し、減少率はマイナスの55.7%になると推計しております。これは50%を超えておりますので、この消滅可能性都市に入るわけでございます。しかし、この数字は球磨郡市内では3番目に低い数字となっ

ております。あさぎり町、錦町、次いで山江村が50%台の比較的低い数字というふうになっております。

これに対して、国のほうでは先ほど議員が申されましたような人口急減超高齢化社会という直面する問題に対しまして、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会創生ができるように、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置したところであります。9月12日には第1回の本部会議を開催し、基本方針を決定いたしております。

それから、国会におきましては、先ほど申されましたような11月21日に法案が可決されまして、28日に施行、一部規則については12月2日に施行されたところでございます。

今後ですね、「まち・ひと・しごと創生戦略」の中で示されております法律の中で、第10条に市町村においては、総合戦略を作成するように努めなければならないというふうな努力義務が規定されております。その定める事項といたしましては、「まち・ひと・しごと創生」に関する目標、それから市町村が講ずべき施策に関する基本方向、それから市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項の3点が示されておるところでございます。

現在、私どものほうに流れてきております資料では、以上のような内容になっております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのは、聞くところによりますとですね、地方自らが考え、責任をもって取り組むということで、やる気のある自治体には自由度の高い新たな支援策を講じていくともいわれているようでございます。つきましては、現在の段階でですね、山江村の取り組み、どんな取り組み事業が考えておられるのかということをお聞きいたしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 現在の状況でございます。本村におきましては、10月10日に村長を本部長といたしまして、「やまえ・まち・ひと・しごと創生対策本部」を設置いたしたところでございます。対策本部には、先ほど申しました村長を本部長といたしまして、教育長を副本部長としまして、各課長で構成します本部会議と、それから担当者、係長級、主幹級で担当いたします幹事会をつくってございまして、この二つの会から対策本部を構成いたしておるところでございます。

第2回目の本部会議におきまして、各課とか係がもっております課題と、その課題解決に向けた施策の提案であるとか、今後予想されます補正予算に向けました取り組みを、要望等をまとめたところでございます。これにつきましては、自民党の

熊本県支部連合会から先に要望を出してくれというような依頼がございましたので、このまとめましたものを提出いたしております。

まず、「まち・ひと・しごと創生」に関する新たな政策の提案でございますけれども、制度の創設であるとか、現行の制度の改正、それに規則等の改革に係るものの提案・要望が17件、これは福祉分野、教育分野等が多かったわけでございますけれども17件、それから補正予算等を睨んだ村独自の要望というのが17件、合わせて34件の提案と要望を出したところでございます。まだもって、国のほうからですね、具体的な内容が示されておりませんし、また国政選挙によりまして、そういった審議も中断しておりますので、今後また具体的な詳細的な取りまとめは、今後の戦略の取りまとめの中で明確になるものと思っております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） もう10月10日に村長を本部長とした対策本部ですかね、教育長が副本部長、各課長さん、そういったことで対策本部ができたということで、たいへん嬉しく思っております。10月にはですね、役場内に企画調整課が出来まして、企画力に優れた職員配置であり、山江村の将来の基本となるこの創生総合戦略ですね、それがつくられていくと思っております。それは計画的な実施で、少子高齢化や人口減少に歯止めをかけるとともに、住みよい環境と潤いのある村づくりができていくものと思っております。

また、似たような質問でございますが、今後のですね、総合戦略策定に向けてのですね、スケジュールを今考えられとる範囲内で結構ですので、お願いいたします。

○議長（松本佳久君） 北田企画調整課長。

○企画調整課長（北田愛介君） 今後のスケジュールと今後の動きでございますけれども、今後はですね、国と県が策定いたします長期ビジョンと総合戦略を勘案いたしまして、まず人口の動向を分析する必要があるかと思います。それから、それで基にいたしまして、地方人口ビジョンを策定するということによりまして、またそれを基にいたしまして、今後5カ年間の目標、施策の基本方針等を提示する山江村総合戦略を策定する予定でございます。

現在ですね、地方人口ビジョンの策定の準備をいたしておりまして、ただいまこれまでの人口の動向を詳細にまとめるために、いろんな人口統計資料を収集しているところでございます。その後、総合戦略の策定に移るわけですが、まずは各課のほうで取りまとめました戦略と、あとは各地区の区長さん方にもやっぱりお願いをいたしまして、地区で抱えておられる問題等の洗い出しも必要になってくる

かと思いますので、早速、区長様を通じまして、各区で抱えておられる課題とか、それに対する解決方法、それに基づきました提案というものを出していただこうというふうを考えております。

国が示しておりますスケジュールの中では、平成27年度中にですね、この人口ビジョンと総合戦略を策定しなさいというふうなことで定められておるようでございますので、今後いろいろな調査を含めまして、平成28年の3月までにはですね、総合戦略を策定していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 知恵は地方にある、そういった言い方もされる方があります。知恵があるところには事業があるということで、仕事があるということで、知恵の出し方によってはですね、自治体に差が出てくるともいわれております。今後、具体的な施策がまた示されると思いますが、2040年問題も併せましてですね、山江村の総合戦略策定をよろしく願いいたしたいと思えます。

短時間でございましたが、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後2時24分

第 2 号

1 2 月 1 2 日（金）

平成26年第8回山江村議会12月定例会（第2号）

平成26年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|--|---|
| 日程第 1 | 承認第 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度山江村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 2 | 議案第60号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第 3 | 議案第61号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第62号 | 山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第63号 | 山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第64号 | 山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第65号 | 平成26年度山江村一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 8 | 議案第66号 | 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第67号 | 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第68号 | 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第69号 | 平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第70号 | 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 要請第 1号 | 「農協改革」に関する要請書 |
| 日程第14 | 議員派遣の件 | |
| 日程第15 | 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設常任委員会） | |
| 追加日程第1 | 報告第2号 | 経済建設常任委員会委員長報告 |
| 追加日程第2 | 報告第3号 | 総務常任委員会委員長報告 |

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 西 孝 恒 君
3 番 中 竹 耕一郎 君
5 番 田 原 龍太郎 君
7 番 原 先 利 且 君
9 番 山 本 義 隆 君

2 番 谷 口 予志之 君
4 番 岩 山 正 義 君
6 番 秋 丸 安 弘 君
8 番 松 本 佳 久 君
10 番 立 道 徹 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	豊 永 知 満 君	税 務 課 長	福 山 浩 君
企画調整課長	北 田 愛 介 君	産業振興課長	中 山 久 男 君
健康福祉課長	平 山 辰 也 君	建 設 課 長	白 川 俊 博 君
教 育 課 長	嶋 原 美津子 君	会 計 管 理 者	蔵 野 昭 憲 君
農 業 委 員 会			
事 務 局 長	山 口 明 君		

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第 3 の本会議で、質疑、討論、表決となっております。
議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第 53 条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第 54 条（同一議題の質疑の回数 3 回）の規定と、同規則第 55 条（発言時間制限 60 分）の規定はお守りいただきますようお願いします。

なお、3 回を超える場合は、第 54 条但し書きにより、議長の許可を受けることとなっておりますので、あらかじめこれを許可します。

-----○-----

日程第 1 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成 26 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（松本佳久君） それでは、日程第 1、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 26 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 1、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 26 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 議案第 60 号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第 2、議案第 60 号、人吉球磨定住自立圏形成協定の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3 番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。

議案第60号、人吉球磨定住自立圏形成協定の締結についてという案件について質疑をしたいと思いますが、1点だけ。もともとこれは平成20年ぐらいから始まっとるわけですけども、人吉市を中心市として協定を結んで、もう事業を行っていくということは分かるんですが、交付税措置としてですね、人吉市に、まあ中心市に8,000万円、それから締結をする例えば近隣町村が2,000万円というふうなことを聞いておりますが、これは例えばですね、こういうことも考えるわけですね。今、人吉市が周遊バスをつくっていますが、人吉駅から周遊バスひとよしを使って、この山江まで流れてくる。そして、それを今度は例えば山江だけじゃなくて、相良も使っていくというふうな観光産業をおこす、もしも企てた場合ですね、その場合は人吉市と、山江はもちろん協定しますが、山江と相良と協定をしなくていいのかですね。そしてまた、お金が例えば人吉市が2件とすれば、限度額は人吉は8,000万円ですから1億6,000万円いくのか、山江に2,000万円、相良に2,000万円いくのかですね、そのへんのところ、今ちょっとよく分からないのでお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 豊永総務課長。

○総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。

山江と相良が協定が必要かということでありまして、同じ取り組みがあるということであれば、人吉市と山江、人吉市と相良ということで、取り組む町村、そこに五木とかが入ってくれば、その全町村が対象となるということで、山江と相良の協定は必要ないということです。中心市である人吉市と協定を結べばいいということでございます。

それから、近隣町村における対象経費ということでございますけれども、これにつきましては定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費、それから定住自立圏の取り組みについて、圏域住民への普及啓発に要する経費、それから国庫補助とか特定財源、特別交付税の措置の算定項目に措置された額を控除した額を限度額といたしまして、近隣町村のほうにはですね、1,500万円が限度ということでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 限度額が1,500万円で、5年間ということですよ。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） この定住自立圏構想共生ビジョンというのは、準備室をつくりまして、それぞれの事業メニューをですね、人吉市を中心として出し合っております。市と各町村が出す事業メニューが町村によって違ってくるということでありま

す。従いまして、その市との関連の中での共有する事業について、各町村がメニューを出して、その分についてお金が5年間来るということであります。

これはあくまでも中心市という定義がありまして、中心市とそれぞれの市町村という規定であります。山江がこれを結びますと1,500万円の分がお金が交付税で交付されるということですが、これは結ばなかったとしたら、また来ないということです。結ばない町村があるとすれば、その町村にはその1,500万円の交付税の措置がなくなるということであります。人吉市はその何町村と結んでも8,000万円程度の交付金が入ってくると。

具体的にいいますと、今回、事業費総額が1,517万2,000円の事業を組んでおります。例えばですね、保健医療の分野で休日在宅当番医制の運営事業というのは、要するに休みの日にお医者さんにかかるときに、市町村が負担をしてきた事業ですが、これが39万2,000円要るわけですが、これもその事業に協定に該当しまして、今まで単独で出していた分が交付税で措置されるというような事業メニューを全体的に30項目ぐらいですかね、山江村は出しております。

象徴的なのは、地域公共交通事業として山江村まるおか号運行補助事業として、650万円ほどの総事業費をもっておりますけれども、123万2,000円の交付税が入ってくる、そのうちですね。要するに事業メニューを出すと、それがソフト事業としてみなされて、交付税でみましょうというような事業であります。とりあえず、この形でですね、通常、予算化してきた事業メニューをこの事業に該当しながら、1,500万円の補助金をとといいますか、丸々取ろうというように言ったほうが早い、説明が早いわけですが、今後、人吉市と山江村が何かを一緒にしようとした場合は、この事業メニューの中にその事業を打ち込みながら、それぞれ役割分担をするというようなことになるわけでありまして、またその折には人吉市議会でも当然、山江村議会での議決が必要ということであります。

その町村同士のその締結が必要かということになりますけれども、これはあくまでも定義が中心市と周りの町村となっておりますから、うちと相良村、うちと球磨村、山江村と五木村がそれぞれその締結をするということはありません。ただ、事業的にはですね、その地域公共交通事業はもちろんよそから来られた方は、山江だろうが、相良だろうが、五木だろうが、変わらないと、人吉球磨圏域は思われる方が多いかと思いますが、そういう人のために運行形態を変えた場合は、それぞれその運行形態を変えるにあたっての人吉市との協定の中でその項目を打ち込んでいくということになるかと思います。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） この目的はですね、やっぱり地方から人を出さないというの

が最初の目標だろうと思いますので、有効に使って頂きたいなというふうに考えます。以上です。終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、議案第60号、人吉球磨定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第61号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第3、議案第61号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、議案第61号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第62号 山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第62号、山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、議案第62号、山江村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 議案第63号 山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第63号、山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第63号、山江村分収造林運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 議案第64号 山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第64号、山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第64号、山江村水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 議案第65号 平成26年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第65号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第65号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第8 議案第66号 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第66号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第66号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第67号 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第67号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

- 3番（中竹耕一郎君） 議案第67号について、1点だけお尋ねしたいと思います。

ページは5ページになりますけれども、消費税の追加がありますね。26万円の追加を、増額の補正が出ておりますが、最終的に消費税はいくらになるのでしょうか。当初が何ぼか上がっていますよね。最終的に総額はいくらぐらいになるのかお尋ねしたいと思います。

- 議長（松本佳久君） 白川建設課長。

- 建設課長（白川俊博君） それでは、中竹議員のご質問についてですけれども、まず簡易水道事業につきましては、課税売上が1,000万円を超えるということで、事業所の対象ということでございます。平成25年度、これは決算のほうからですが、使用料収入が約4,400万円ということで、売上が対象ということでございます。今回、確定申告を9月に行いまして、そのときの消費税額が51万1,000円ほどでございました。これにそのときの納付税を納めておりまして、それから中間納付、基準額を超える消費税ということで、中間納付が発生するということでございます。その中間納付については、先ほどの消費税に、また消費税と地方消費税が賦課されるということでございまして、消費税金額に消費税の6.3%と、それに地方消費税、先ほどの消費税に1.7%が賦課されるということで、合わせまして8%の納付ということでございます。今回計上しました金額につきましては、地方消費税の金額の、先ほどの51万1,000円に消費税の6.3%の25万5,000円、それに地方消費税、その額に1.7%ですね、額が6万9,000円となっております。その合計額が今度、中間納付の額ということで、合計額が32万4,000円ほどになるわけでございます。32万4,800円ですが、公課費、消費税の残金がございます、その残金を引いた残りを今回26万円を計上したところでございます。従いまして、消費税の今回51万1,000円と中間納付が32万4,800円ということで、合計金額が消費税の額ということに

なります。51万1,600円、それと中間納付が32万4,800円ということでございます。消費税額が確定額が51万1,600円と、中間納付が32万4,800円、合計の額で83万円でございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今回、その6.3%と1.7%、いわゆる地方消費税を加えて8%で計算をしてありますが、10%になるのはちょっと伸びましたけれども、要するに水道料は若干値上げはしてありますが、年間のその使用料はですね、4,400万円程度ということですが、この金額はもうあまり将来にあたって伸びるという要素はないわけですよ。人口は減るし、今度は世帯数もそんなに増えないということになれば、使用料はそんなに多く見込めないということがあるわけです。起債残高もですね、約10億円ぐらいい残っていますから、要するに一般会計から1億円ぐらい入れて、起債で1億円ぐらい返していくという計算を今やっていますよね。だから、10年間はほぼもう単独で、水道会計で償還をしていくということはまず無理だろうと思うんですが、ならばですね、要するにそのメンテナンスあたりで機械の延命策というか、何か非常にここは注意して前もって取り替えておくとか、そういうふうな工夫はされていますか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 中竹議員のご質問の、施設等のメンテ等の工夫ということでございますけれども、まずその前に水道施設につきましては、平成18年から平成23年度にかけまして、水源池の確保と、それから山田地区の耐震化に向けての配水管の布設等を行いました。その配水管の布設については、以前の塩化ビニール管の接着してつなげる部分で、確かに衝撃等にも弱いと、接着等も弱くて漏水箇所が多分にあったかと思います。それについても耐震化に向けた改修工事で漏水対策は若干防げると思っております。それから、ポンプ等もですね、随時、維持管理等を続けながら点検を行っておりますし、故障があった場合は、随時、村民の皆さまに支障がないように対応をしているところでございます。新しい機器といいますか、管理につきましては、維持管理を含めながらですね、いい製品とか、そういう低コストな商品がありましたら、先進地等も含めながらですね、そういう機器等の施設等の改善に向けた話がありましたら、学びながらですね、更新等も考えていければということでもあります。現在のところは、今のままの維持管理等で続けていきたいということでございます。以上でございます。

○3番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第9、議案第67号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第10 議案第68号 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、議案第68号、平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第10、議案第68号、平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第11 議案第69号 平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、議案第69号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第11、議案第69号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第70号 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、議案第70号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第12、議案第70号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 要請第1号 「農協改革」に関する要請書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、要請第1号、「農協改革」に関する要請書を議題とし、本件について委員長報告を求めます。6番、秋丸安弘議員。

○経済建設常任委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

それでは、報告いたします。要請第1号、「農協改革」に関する要請につきまして、現在、衆議院が解散し、国においても検討中の案件であります。経済建設常任委員会として、今後の推移を見守り、検討しながら、引き続き閉会中も継続審査することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） ただいま閉会中の継続審査をいたしたい旨の申し出がありまし

た。

よって、委員長申し出のとおり、継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付しております議案のとおり議員を派遣するものです。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

-----○-----

日程第15 閉会中の継続審査申出書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、閉会中の継続審査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、経済建設常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査をいたしたい旨の申し出があります。

よって、委員長申し出のとおり継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） お諮りします。

本日、山江村議会経済建設常任委員会委員長から、報告第2号、経済建設常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

報告第2号、経済建設常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。

次に、山江村議会総務常任委員会委員長から、報告第3号、総務常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

報告第3号、総務常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ここで資料配付のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を10時45分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

-----○-----

追加日程第1 報告第2号 経済建設常任委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第1、報告第2号、経済建設常任委員会委員長報告を議題とし、委員長の報告を求めます。6番、秋丸安弘議員。

○経済建設常任委員長（秋丸安弘君） それでは、報告第2号について報告いたしま

す。

平成26年12月12日、山江村議会議長 松本佳久様。

山江村議会経済建設常任委員会委員長 秋丸安弘。

委員会報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしました。

山江村議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、事件の番号、要望第2号、件名、村営住宅北永シ切団地倉庫設置の要望書。

審査の結果は、今後、村営住宅払い下げに伴う住宅と住宅の切り離しにより、倉庫がなくなることに対し、倉庫設置の要望である。経済状況低迷等により、個人出費が増え、生活環境の厳しさ等は理解しつつも、ほかの村営住宅や個人住宅の倉庫設置は不可能である。北永シ切団地払い下げ後は、個人所有となるものであることから、ほかの村営住宅や個人住宅との公平性が保たれないとの意見が多く、全会一致で不採択するものとして決定いたしました。

審査の結果、付帯意見なし。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） ただいま委員長報告が終わりました。

—————○—————

追加日程第2 報告第3号 総務常任委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） 次に、追加日程第2、報告第3号、総務常任委員会委員長報告を議題とし、委員長の報告を求めます。5番、田原龍太郎議員。

○総務常任委員長（田原龍太郎君） おはようございます。

報告第3号について報告いたします。

平成26年12月12日、山江村議会議長 松本佳久様。

山江村議会総務常任委員会委員長 田原龍太郎。

委員会報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決まりましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記、事件の番号、要望第3号、件名、子ども子育て支援に関わる要望書。

審査の結果は、採択することに問題はないとの意見が多く、全員一致で採択とするものと決定しました。

審査結果に対する付帯意見なし。

以上、報告いたします。

—————○—————

○議長（松本佳久君） これより、追加日程第1、報告第2号、経済建設常任委員会委

員長報告を議題とし、質疑、討論、表決をします。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、追加日程第1、報告第2号、経済建設常任委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、追加日程第2、報告第3号、総務常任委員会委員長報告を議題とし、質疑、討論、表決をします。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、追加日程第2、報告第3号、総務常任委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

ここで、お諮りします。

会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

—————○—————

○議長（松本佳久君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、平成26年第8回山江村議会定例会をこれで
閉会します。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員